

民生委員・児童委員活動の現状

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

民生委員・児童委員の位置づけ

- 民生委員法において「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」と規定。市町村の区域に置かれる。
- なお、児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦の福祉の向上のため必要な相談・援助等を行う「児童委員」を兼ねる。一部の児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けている。
- 民生委員の性格は、平成12年の民生委員法改正により「名誉職」から「給与を支給しない」として位置づけ。
- 守秘義務と政治的中立を規定。
- 委嘱は、厚生労働大臣。職務に関する指揮監督は、都道府県知事。
(非常勤特別職の地方公務員とされている)
- 都道府県知事が市町村の意見を聞いて定める区域ごとに「民生委員協議会」を組織。(市は数区域に分けた区域、町村はその区域で1区域。現在10,459協議会)



民生委員・児童委員の徽章

要件及び委嘱手続き、定数

- 民生委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある者の中から推薦。
- 任期は3年で、再任は可能。(本年12月1日が改選日)
- 都道府県知事は、市町村の民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴き、厚生労働大臣に推薦。
- 定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて定める。
(平成18年3月31日現在の定数229,896人 ※平成19年12月1日改選時点の定数(暫定)232,104人)
- 定数充足率は全国ベース98.57%。指定都市で低い傾向。

<定数充足率の低い地域>

1. 川崎市 91.13%
2. 沖縄県 92.82%
3. 横浜市 93.43%
4. 堺市 95.14%

<定数充足率100%の地域>

富山県、京都府、福井県、
愛媛県、富山市、金沢市、
豊橋市、姫路市、福山市、
松山市、鹿児島市

<参考>

民生委員・児童委員配置基準表

区 分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人

主任児童委員配置基準表

民生委員児童委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

厚生労働省「平成17年度社会福祉行政業務報告」平成19年1月

職 務

- 民生委員は調査・実態把握、相談支援を行うほか、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っている。

＜民生委員法の規定(第14条)＞

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ② 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ③ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ④ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- ⑥ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

- 最近では、ふれあいいきいきサロンなどの小地域活動や災害時の要援護者支援などに活動の場を広げている。

- なお、近年、住民意識の変化や個人情報保護法への過剰反応などから、民生委員への情報提供が円滑に行われない等の状況が生じてきていることから、本年8月、厚生労働省より都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長に対し、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」を通知。

民生委員・児童委員の具体的な活動内容

機能	実 例
社会調査	K市の民生委員児童委員協議会では、配食サービスの協力や声かけ、安否確認などの活動をとおして住民の実態やニーズを日常的に把握するよう取り組んでいる。
相談	その中で、民生委員・児童委員のEさんは、ある90歳の方のお宅を訪問した際、家族から、自宅で介護を続けたいが心身ともに疲労しているので何とかしたいと相談があり、ゆっくり話を聞いた。
情報提供	家族の希望にそって、介護保険制度で利用できるホームヘルプサービスやショートステイ等のサービスについて情報提供した。
連絡通報	その後Eさんは、本人と家族の申し出により市の窓口に連絡し、サービスを受けるために必要な対応を依頼した。
調整	また、介護保険制度にはない通院の送迎などのニーズに対し、サービスを利用できるよう社会福祉協議会の事業やボランティア活動利用の調整をした。
生活支援	家族が外出する時には、近所やボランティアグループと連携して留守中の見守りを行うなど、自らも支援するとともに、家族だけでは対応しきれない事柄にたいして、解決に取り組んだ。
意見具申	市の民生委員児童委員協議会では、各委員の訪問活動を通じて、在宅で介護している家族への支援の必要性を知り、問題点を取りまとめるとともに、家族がゆっくり休めるようなプログラムを行政、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員・児童委員協議会等が協力して実施してはどうかという意見を市に提起した。

全国民生委員児童委員連合会編「新任民生委員・児童委員の活動推進の手引き」より作成

主な他法律等での民生委員・児童委員の位置付け

法令名	条	項	内 容
生活保護法	第二十二條		民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
老人福祉法	第九條		民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
身体障害者福祉法	第十二條の二		この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
知的障害者福祉法	第十五條		この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
母子及び寡婦福祉法	第十條		児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子自立支援員の行う職務に協力するものとする。
売春防止法	第三十七條		民生委員、児童委員、保護司、更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。
婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準	第十五條		婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。
学校保健法施行令	第八條	2	教育委員会は、医療費の援助の対象たる児童・生徒の認定を行うため必要があるときは、福祉事務所長及び民生委員に対して、助言を求めることができる。

法令名	条	項	内 容
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令	第十七条	2	公立の義務教育諸学校の設置者は、災害共済掛金の徴収を免除する保護者の認定を行うため必要があるときは、福祉に関する事務所の長及び民生委員に対して助言を求めることができる。
児童福祉施設最低基準	第八十八条の四	2	児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子相談員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
生活福祉資金貸付制度	「生活福祉資金の貸付けについて」厚生労働省事務次官通知		第十三 民生委員の役割 民生委員は、資金の貸付対象となる世帯について常に調査を行い、その実態を把握し、指導計画を立て、資金の貸付けの斡旋等所要の援助指導を行うとともに、都道府県社協及び市町村社協の貸付事業に協力し、借受人又は借入申込者に対し、その生活の安定を図るために必要な援助活動を行うものとする。
児童虐待の防止等に関する法律	第六条	1	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
ホームレスの自立支援等に関する基本方針	「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」厚生労働省／国土交通省告示第1号		第三 ホームレス対策の推進方策 各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。
都道府県国民保護モデル計画			市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとされ、この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築することとされている。
市町村国民保護モデル計画			市町村長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとされている。
災害時要援護者避難支援ガイドライン			○ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携しつつ、避難支援プランの登録情報の更新、避難訓練への参加、要援護者等の理解促進を進めることとされている。 ○ 避難支援プランの策定及び避難支援者間での情報共有についての同意を得るため、まず、国、都道府県、市町村は、福祉関係部局担当者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組みを進めることとされている。

民生委員・児童委員の協力活動

- 民生委員法第14条第1項第5号に「社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること」が規定。
- 「業務に協力する」とは、関係行政機関がその権限に基づいて継続して行う社会福祉に関する事務又は事業について協力すること。

＜具体例＞生活保護事務についての協力(生活保護法第22条)の例

- ① 要保護者を発見した場合には、ただちに市町村役場や福祉事務所に連絡すること。
- ② 本人、親族、知人又は近隣の者から保護の相談を受けた場合には、その申請手続きを教えたり、自ら福祉事務所に連絡すること。
- ③ ケースワーカーが要保護者の生活実態調査を行う際には、手持ちの参考資料を提供するなど積極的にこれに協力すること。
- ④ 要保護者について福祉事務所が保護の要否、種類、程度及び方法の決定をする場合、これに役立たせるため、必要に応じて参考意見を述べること。
- ⑤ 保護開始後の被保護者に対する生活指導について、福祉事務所が処遇方針及びその方法を決定するに当たり、必要に応じて参考意見を述べる他、ケースワーカーが行う生活指導をより一層効果あらしめるため、積極的にこれに協力すること。
- ⑥ 被保護者から相談を受けたり、その他の方法で被保護者の生活状態に変動があることを知り、かつ保護の変更、停廃止の措置を必要とする事由を発見した時は、市町村役場や福祉事務所に届け出ること。

主な他法律における民生委員・児童委員の協力活動の具体的内容（A市のある民生委員・児童委員の例）

- 生活保護関係については、保護の受給開始と廃止の連絡が入ることになっており定期的に保護受給者リストが福祉事務所から渡され、支援の必要があると思われる世帯には訪問や見守り活動を行う。
- 児童関係については、虐待の通告を受けた児童相談所から、訪問要請が来ると訪問する。
- 障害関係や老人関係については、行政の訪問調査への協力や行政や団体の行事への参加依頼に対応。要支援者の把握等について行政等から情報提供や支援要請を受けることはほとんどなく、民生委員の自発的な活動に拠っている。

法律	協力活動の具体的内容例
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ① 3ヶ月に1度、地区の保護受給者のリストを市役所担当課（福祉事務所）から手渡される。 ② 保護受給者リストの中に、新規保護受給者で、一人暮らし老人等、支援の必要性があると思われる世帯を訪問する。継続保護受給世帯に関しては、見守り活動（*1）を続ける。 ③ 訪問活動の中で、経済的支援以外にも福祉課題があることを把握した場合には、担当ケースワーカーに報告し、支援を要請する。 ④ ケースワーカーの訪問時には、状況に応じて同行する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 経済的に困窮した者から直接、相談をうけた場合は、状況を把握し、市役所担当課へ連絡する。 ※ 保護が解除となった世帯への福祉事務所からの支援の要請を受けたことはない。

<p>老人福祉法</p>	<p>① 市が実施する高齢者訪問調査に協力。その中で、訪問希望者を把握。また、老人クラブの集まりや近所からの情報で、支援を必要とする高齢者を発見する。</p> <p>② 支援を必要とする高齢者宅を家庭訪問し、状況、本人の希望等を把握し、福祉サービスの情報提供を行う。</p> <p>③ 本人に同行し、福祉サービスを提供する関係機関へ行く。</p> <p>④ サービスを決定する機関の調査等に立ち会う。</p> <p>⑤ 本人がサービスを選ぶ際に、わかりやすく説明を行い、サービス受給につなげる。</p> <p>※ 市役所から一人暮らし高齢者等の情報提供や、支援の要請を受けたことはない。</p> <p>※ ケアマネジャーなどから支援の要請を受けたことはない。そのため、民生委員・児童委員の職務について、正しい理解を得るため民生委員児童委員協議会でケアマネジャー対象に研修会を開催し理解を深めてもらったところ。</p>
<p>児童福祉法</p>	<p>① 虐待の通告を受けた児童相談所から、対象児童の世帯を訪問するよう要請が来る。</p> <p>② 要請を受けて家庭訪問し、家庭の状況や親子の様子、近所からの情報を収集し、児童相談所へ報告する。</p> <p>③ 保護を必要とする等状況が深刻な場合は、主任児童委員へつなぎ、児童相談所が中心となり、保護を行うまでの支援を行う。</p> <p>※ 児童相談所から、保護をしたもしくは保護が解除された児童について、支援の要請があると、見守り活動を行う。</p> <p>※ 定期的な小中学校等との連絡会の場で、不登校児等の情報提供を受け、家庭訪問し、相談に応じた交流の場等の情報提供を行うこともある。</p> <p>※ 市役所から支援の要請を受けたことはない。</p>
<p>身体障害者福祉法 知的障害者福祉法</p>	<p>① 養護学校や社協等が行う交流イベントなどのお知らせあるいは参加要請がくるので、そこに参加する。</p> <p>※ 支援を必要とする障害者等を発見した場合には関係機関(主に市の担当課)につなぐ。</p> <p>※ 市役所などから障害者世帯についての情報提供や支援要請を受けたことはない。</p> <p>※ 障害者に対するボランティア活動が活発であり、ボランティア団体が中心となって支援を行っている。</p>

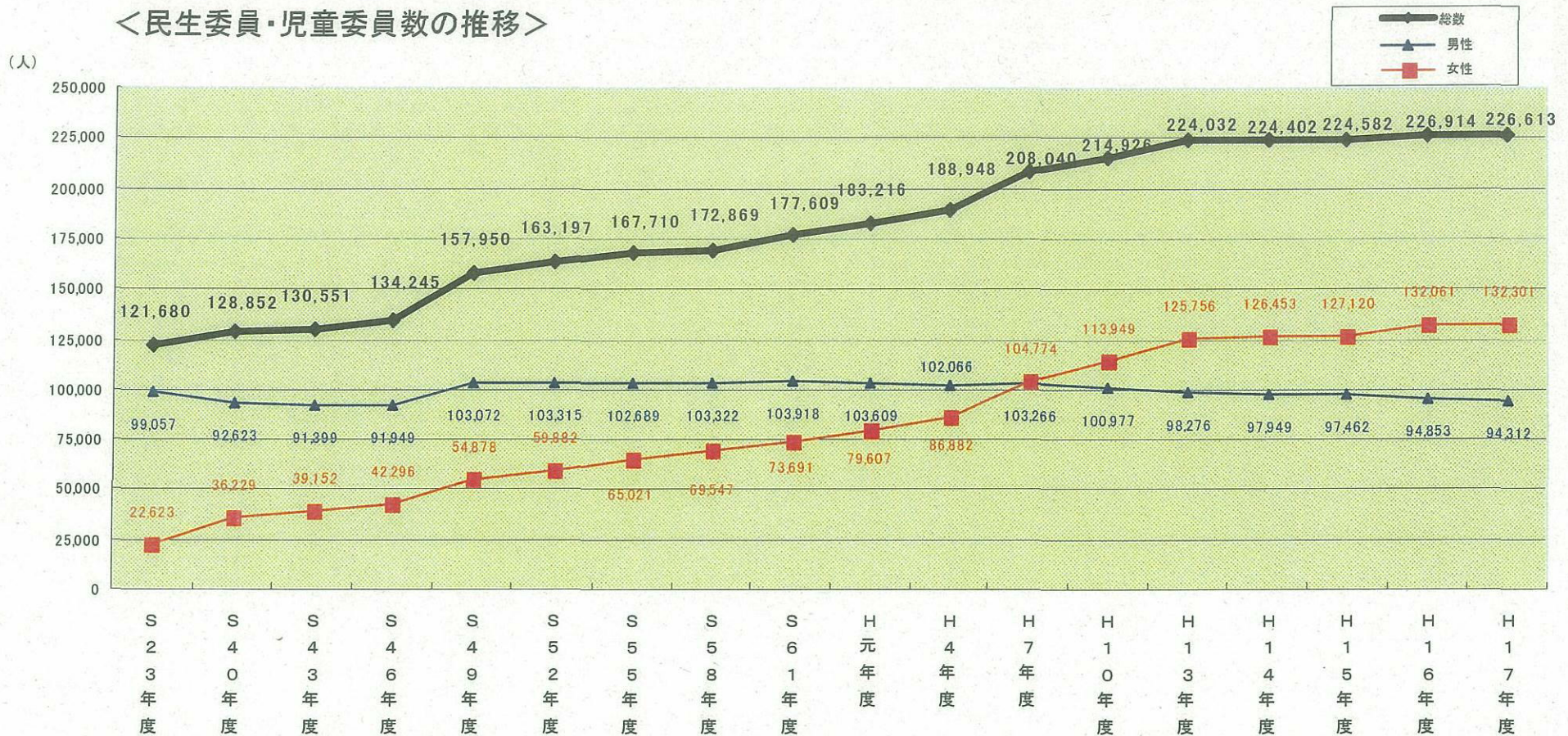
*1 「見守り」: 新聞がたまっていないか、雨戸はあいているかを気をつけてみている。訪問し声をかける。近所の人にそれとなく気をつけてもらうように依頼する等。

民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員数

平成17年度末現在の民生委員・児童委員の総数は、226,613人。

＜民生委員・児童委員数の推移＞

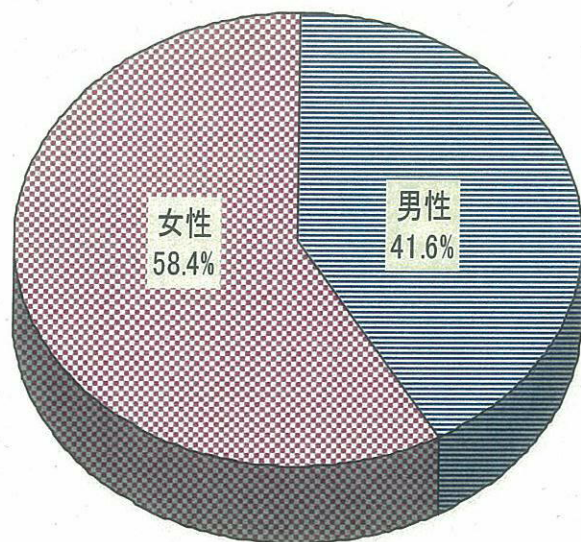


社会福祉行政業務報告より作成（各年度末現在、ただし、昭和23年については、4月1日の一斉改選時の人数）

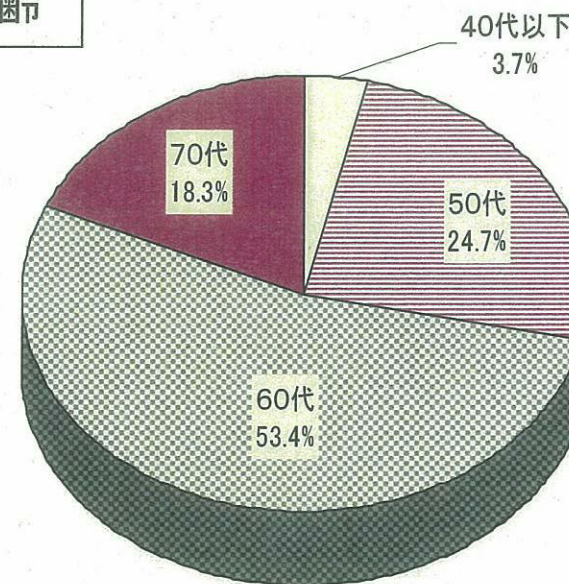
性別・年齢

- 男性4割、女性6割 ※平成7年に女性の数が上回る。
- 60歳代が全体の5割、70歳以上が2割であり、全体の7割が60歳以上。

性別



年齢

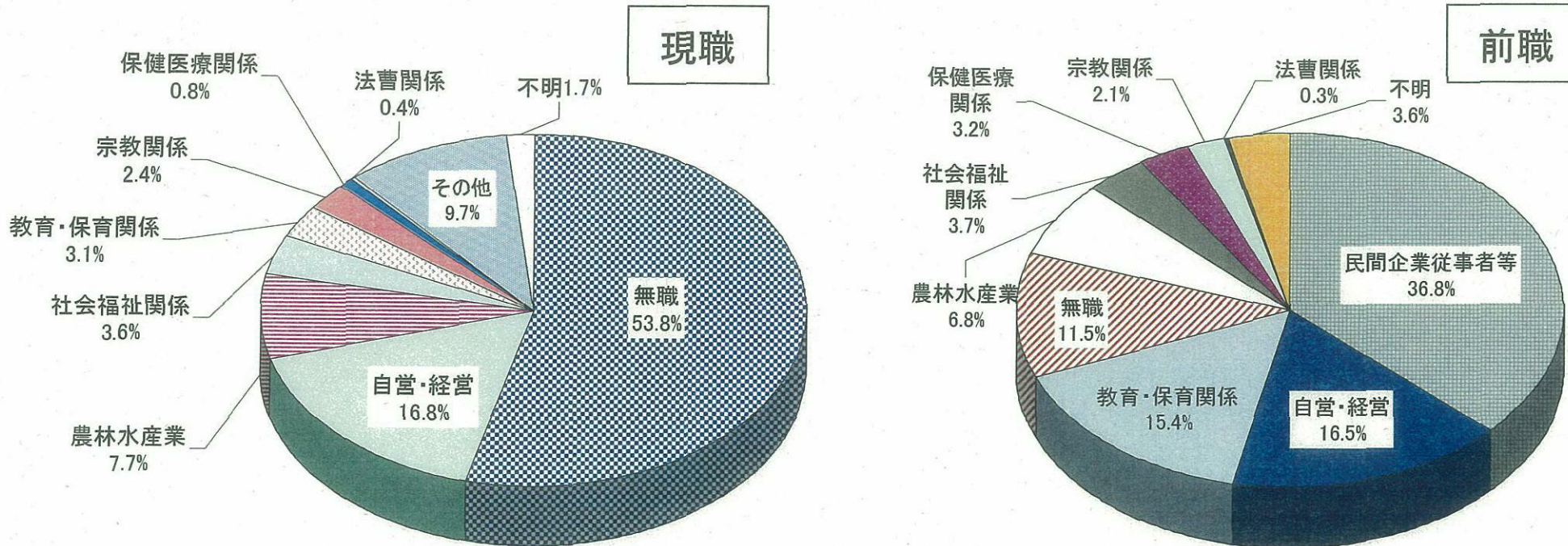


厚生労働省「平成17年度社会福祉行政業務報告」(平成19年1月)より作成

全国民生委員児童委員連合会「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査報告書2006」(平成19年3月)より作成

経歴

- 現在の就労状況は、無職が5割、自営・経営2割。
- 前職は、サラリーマン、自営・経営、農林水産業などの福祉未経験者が8割。
- 民生委員の地域での活動経験は、「町内会や自治会の役員」が7割、「PTAの役員」が5割、「福祉関係団体の役員」が3割強、「ボランティア活動等」が3割。

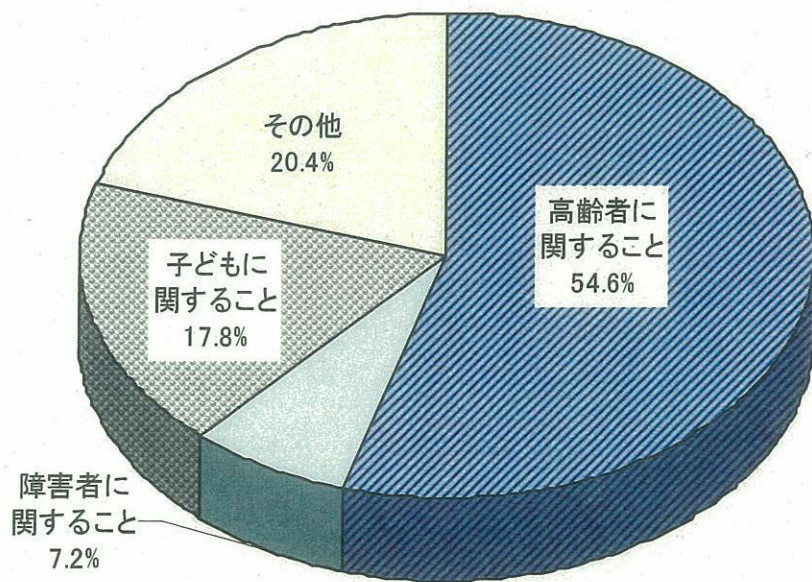


全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(平成18年12月)より作成

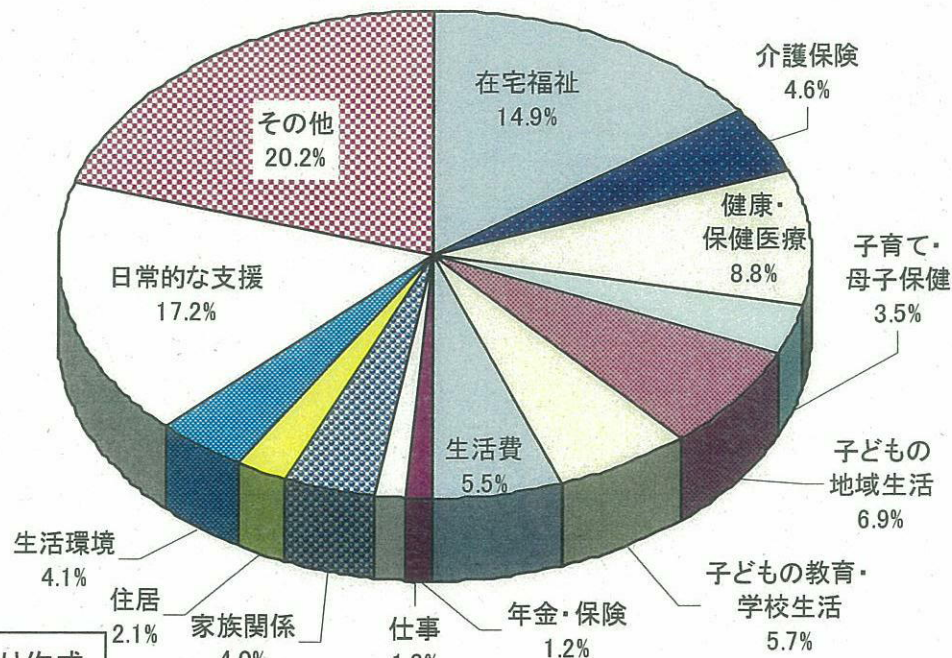
活動状況

- 年間の総活動件数は約3,000万件。
- 相談支援活動については、784万件を超えており、
 - ① 分野別では、「高齢者に関すること」が半数を超え、「子どもに関すること」が2割弱、「障害者に関すること」が1割弱。
 - ② 内容別では、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療、児童関係など幅広い相談を実施。
- 民生委員1人の1月当たりの活動は、相談支援件数が約3件、訪問連絡調整回数が約17件、その他の活動件数が約8件で、1月当たりの平均活動日数は、13.2日。

分野別相談・支援件数(全体)



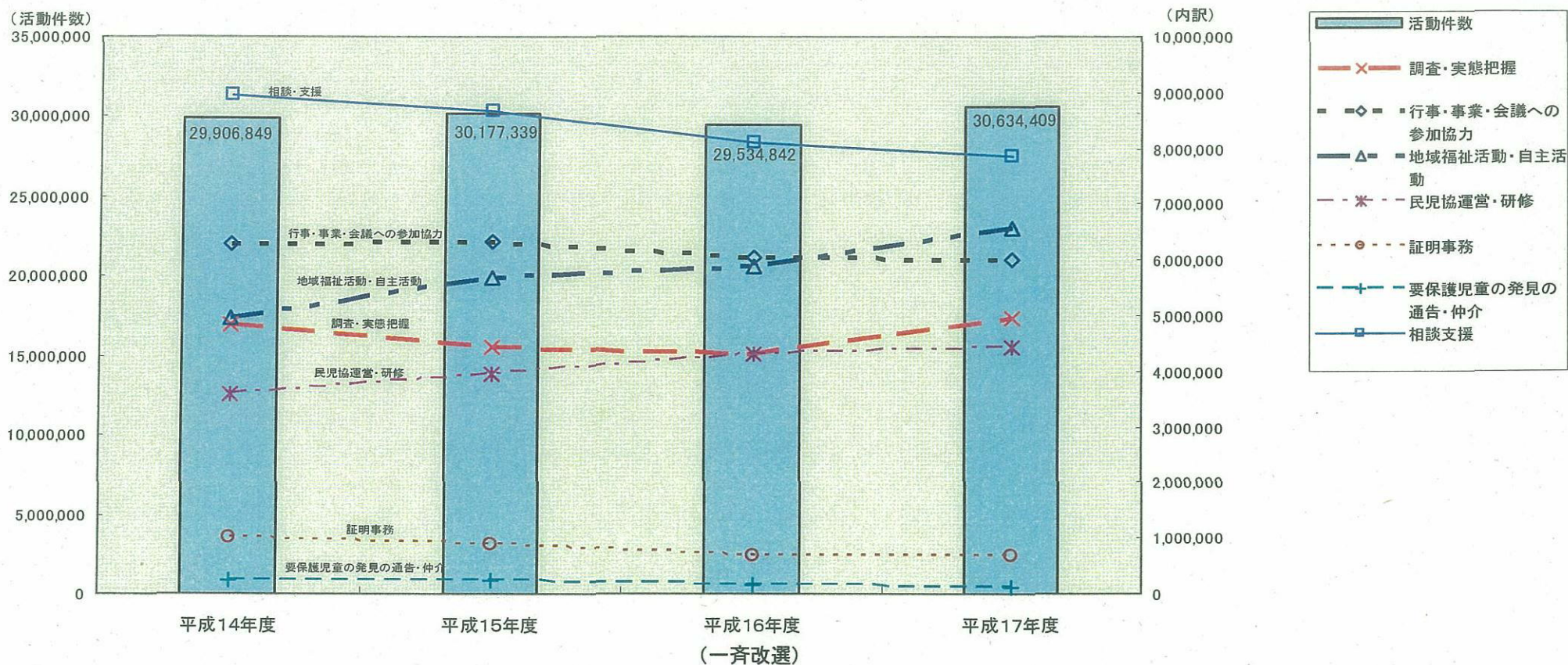
内容別相談・支援件数(全体)



厚生労働省「平成17年度社会福祉行政業務報告」(平成19年1月)より作成

○ 近年は、相談支援は減少、生き生きサロン等の地域福祉活動・自主活動は増加傾向。

民生委員・児童委員の活動状況の推移



厚生労働省「平成17年度社会福祉行政業務報告」(平成19年1月)より作成

民生委員・児童委員の沿革

- 民生委員制度の起源は、大正6年(1917年)に、岡山県に設置された「済世顧問制度」(※1)と、大正7年(1918年)に大阪府で始まった「方面委員制度」(※2)の両制度。
- 昭和11年の方面委員令公布による全国統一的な運用等を経て、昭和23年に民生委員法制定。
- 平成12年に民生委員法の一部改正により、基本理念(「保護指導」から「相談、援助」へ)、性格(「名誉職」から「給与を支給しない」へ)、職務内容等について改正。

〈主な経過〉

- ・大正 6年 岡山県が済世顧問制度、翌年大阪府が方面委員制度を創設。両制度が今日の民生委員制度の基礎となる。
- ・昭和 4年 救護法公布。方面委員が市町村長の補助機関として位置付けられる。
- ・昭和21年 民生委員令公布。方面委員を民生委員と改称する。
- ・昭和22年 児童福祉法制定。民生委員は児童委員を兼務する。
- ・昭和23年 民生委員法公布。
- ・昭和25年 生活保護法制定され、民生委員が行政機関の協力機関として位置付けられる。
- ・平成 6年 主任児童委員制度創設。社会・援護局長、児童家庭局長連名通知により制度化される。
- ・平成12年 民生委員法一部改正。民生委員の理念及び職務等について改正
- ・平成13年 児童福祉法一部改正。児童委員の職務の明確化及び主任児童委員の法定化

※1 済世顧問制度 岡山県知事笠井信一氏が創設

大正5年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」との御下問を受け、県内の貧困者の実情を調査したところ、悲惨な生活状態にある者が県民の1割に達することが判明。この事態の重大さに、日夜研究を重ね、ドイツの「救貧委員制度」を参考にして創設。

(特徴)「防貧事業の遂行」「名誉職」「知事が囑託」「地域社会の一流の人材を委嘱することが原則であり、適任者がいなければ配置しない」

※2 方面委員制度 大阪府知事林一藏氏が創設

大正7年秋、大阪府下のある理髪店で散髪をしていたところ、40歳くらいの母親と女の子が夕刊を売る姿を発見。この夕刊売りの家庭の状況を警察に調べさせたところ、非常に貧しい生活をしていることが判明。このような母子は他にもいるはずと考え、部下に調査を命じ、管内をいくつかの方面に分け、委員を置き、生活状況の調査と救済などの実務にあたらせた。

(特徴)「救済方法の適否の考究や徹底」「小学校通学区域を一区域に」「名誉職」「知事が囑託」

沿革

大正6年 (1917年)	大正7年 (1918年)	昭和4年 (1929年)	昭和11年 (1936年)	昭和21年 (1946年)	昭和22年 (1947年)	昭和23年 (1948年)	昭和25年 (1950年)	昭和28年 (1953年)	平成12年 (2000年)	平成13年 (2001年)
濟世顧問制度	方面委員制度	救護法	方面委員令	民生委員令 旧生活保護法	児童福祉法	民生委員法	生活保護法	民生委員法一部改正 生活保護法一部改正	民生委員法一部改正	児童福祉法(民生委員法) 一部改正
防 貧	救済の攷究		保護指導	保護誘掖		保護指導			相談援助	
名誉職					児童委員 兼務				無 給	
										主任児童 委員法定化
		市町村に救護事務に関して市町村長を補助する委員(名誉職)を設置することができることを規定	方面委員を救護事務に関し、市町村長を補助するものと位置づけ	民生委員を保護事務に関して、市町村長を補助するものと位置づけ			民生委員を保護の実施機関、福祉事務所長又は社会福祉主事から求められた場合に、これらの者の行う保護事務の執行に協力するものと位置づけ	民生委員を生活保護法の執行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものと位置づけ	要援護者が地域生活をよりよく営めるよう地域福祉の充実を図る社会福祉法の改正に伴い、民生委員の理念・職務等を変更したもの	

民生委員・児童委員活動への財政的支援

地方交付税(平成19年度ベース)

- ① 民生委員・児童委員の実費弁償費
@58,200円×226,613人≒132億円
 - ② 地区民生委員協議会活動推進費
@20万円×法定民児協数10,459ヶ所≒21億円
- ① + ② ≒ 153億円

※上記以外にも、推薦事務に必要な審査専門分科会に係る委員の報酬費や民生委員推薦会委員の報酬費等が交付税措置されている。

国庫補助事業(平成18年度事業費ベース)

- ① 全国社会福祉協議会に対し、民生委員が活動を行う上で必要な制度情報や厚生行政の動き等の情報提供を行う機関誌作成等の支援(民間社会福祉事業助成費)
11,548千円
- ② 自治体に対し、民生委員の基礎的知識や資質向上のための研修費の助成(民生委員・児童委員研修事業費)
89,442千円

① + ② ≒ 1億円

※上記以外にも、「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組みに対し、セーフティネット支援対策等事業「地域福祉等推進特別支援事業」(180億円の内数)にて補助が行われている。

総額(推計)

約154億円

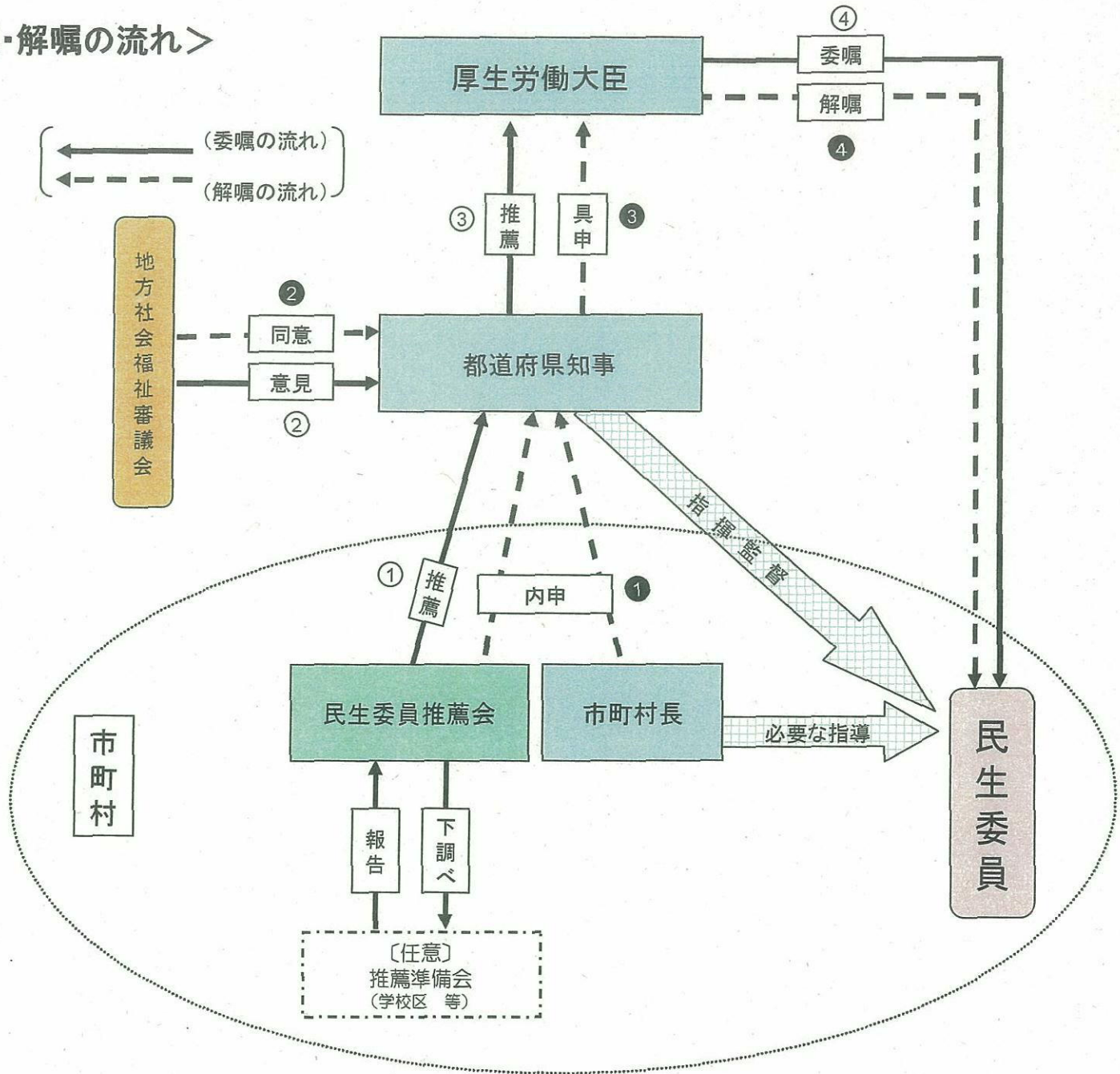
<民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の流れ>

【委嘱手続きの流れ(民生委員法)】

- ① 市町村長から委嘱された委員で構成・設置された民生委員推薦会にて審査後、都道府県知事に推薦を行う(5条2項)。
 - ② 都道府県知事は、地方社会福祉審議会の意見を聴く(5条2項)。
 - ③ 都道府県知事が、厚生労働大臣に推薦を行う(5条1項)。
 - ④ 推薦によって、厚生労働大臣が委嘱を行う(5条1項)。
- * なお、多くの市町村では民生委員推薦会の下に、学校区ごと等に推薦準備会を設け、候補者の下調べを行っている。

【解嘱手続きの流れ(民生委員法及び通知)】

- ① 市町村長又は民生委員推薦会が解嘱について、都道府県知事に内申を行う(局長通知)。
- ② 都道府県知事が解嘱について、地方社会福祉審議会の同意を得る(11条2項)。
- ③ 都道府県知事は、厚生労働大臣に具申を行う(11条1項)。
- ④ 具申に基づいて、厚生労働大臣が解嘱を行う(11条1項)。



＜地方分権改革推進委員会における民生委員・児童委員の委嘱に関する問題提起＞

地方分権改革推進委員会における問題提起	厚生労働省の見解 (地方分権改革推進委員会への回答の要旨)	全国民生児童委員連合会の見解 (市長会へ提出された要望書の要旨)
<p>民生委員・児童委員としての職務である、基礎自治体と住民とのパイプ役としての性格を考えると、当事者である自治体長から委嘱にされる方が、より地域に密着した活動が促されると考えられることから、<u>委嘱権限を基礎自治体に委譲すべき</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>厚生労働大臣が委嘱することは、活動の遂行にあたっての使命感・責任感を高めている。</u> ○ 近年、地域における福祉課題は多様化しており、民生委員の地域における役割はますます重要になっている。 ○ <u>国が委嘱することは、民生委員の職務が国家的に重要であることを、社会一般の人々も認識してもらい、社会の理解、信頼を得、その活動がますます活発化し成果があがることを期待している。</u> ○ 以上のことから、引き続き大臣委嘱が適当。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員の厚生労働大臣委嘱は、その活動が国家的にも重要であることを踏まえ行われてきており、<u>民生委員・児童委員自身もこれを誇りとして職務遂行している。</u> ○ また、権限移譲が行われた場合、<u>全国に配置されている事による特性は損なわれるとともに、市町村による活動格差等を生む懸念があり、その不利益を住民要援護者が受けることになりかねない。</u>
<p>民生委員・児童委員が死亡等して欠員が生じた場合、委嘱手続に時間を要し、その間、担当民生委員が不在となる等の問題が生じている。また、市町村長が推薦した候補者が、都道府県の社会福祉審議会を経て国が委嘱する過程において、変更されたような事例はなく、現行の制度は形骸化しているため、<u>委嘱事務を簡略化すべき</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員の選任に当たっては、<u>適格性を厳格に審査することが必要であることから、手続きの簡略化は適当でない。</u> ○ しかしながら、市町村の推薦から委嘱まで長期間を要することは、民生委員の不在期間の長期化にもなりうるため、<u>事務処理の簡略化については検討。</u> 	<p>民生委員・児童委員の欠員補充の迅速化・効率化は必要であるが、<u>推薦手順は公平、中立な人員の確保・選考が行われるよう配慮がなされるべきである。</u></p>

※1 構造改革特区の要望の際にも同様の趣旨の指摘がされている。

※2 下線は事務局において記載。

民生委員法(昭和23年7月29日法律第198号) 全文

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から

20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。

- 一 市町村の議会の議員
- 二 民生委員
- 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五 教育に関係のある者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第十八条 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して互に励まし、研究及び修養をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 削除

第二十八条 国庫は、第26条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下本条中「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下本条中「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

児童福祉法 (昭和二十二年十二月十二日)(法律第百六十四号) 一抜粋一

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。